

1級建築施工管理技士受験者の皆様へ

■法規の正誤問題を掲載致します。受験前の知識の整理にご利用ください。

法 規 (1)

建築基準法

- 1 鉄骨造2階建ての建築物を新築する場合、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなくても建築することができる。
(誤)
「木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの」を建築しようとするものは、建築確認を受けることを要す。
- 2 回り階段の踏み面の寸法は、踏み面の広い方の端から30cmの位置において測定する。
「誤」「広い方から」は「狭い方から」の誤り。
- 3 都市計画区域外では、居室の採光の規定は適用されない。
(誤) 都市計画の内外にかかわらず適用される。
- 4 中間検査申請は、工事施工者が建築主事又は指定確認検査機関に、申請する。
「誤」「工事施工者」は「建築主」の誤り。
- 5 居室には、原則として、その床面積の十分の一以上の換気に有効な部分の面積を有する窓その他の開口部を設けなければならない。
「誤」「十分の一」は「二十分の一」の誤り。
- 6 都市計画区域内において、敷地に接する前面道路の幅員の数値により、建築面積の敷地面積に対する割合の制限を受ける。
(誤) 容積率は道路幅員に関係するが、建ぺい率は関係しない。
- 7 建築物の工事用の図面は設計図書であるが、仕様書は設計図書ではない。
(誤) 図面、仕様書、現場説明書、質問・回答書は設計図書である。
- 8 鉄筋コンクリート造のホテルの客室の床は、特殊建築物などの内装制限が適用される。
(誤) 床は規制対象とはならない。

9 都市計画区域内において、前面道路の反対側に公園、広場などがある場合は、建ぺい率は緩和される。

(誤) 高さの緩和はあるが、建ぺい率の緩和はない。

10 構造上重要でない最下階の床の過半の修繕は、大規模の修繕に該当する。

(誤) 構造上重要でない最下階の床は、過半の修繕でも、大規模の修繕に該当しない。

11 学校には、非常用の照明装置を設けなければならない。

(誤) 学校等＝学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場等一は、非常用照明装置の設置義務はない。

12 防火壁を設けない建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合は、それぞれの地域に属する部分について当該地域の規定が適用される。

(誤) その全部について防火地域の規定が適用される。

13 階数が3以上である建築物の、2階以上の階にあるバルコニーの周囲に設ける手すり壁等の高さは1,0 m以上としなければならない。

(誤) 1,1 m以上の手すり壁、柵又は金網を設ける。

14 建築主は、指定確認検査機関による完了検査を受ける場合であっても、建築主事に対して検査の申請をしなければならない。

(誤) 指定確認検査機関による完了検査を受ける場合は、建築主事に対する検査の申請は不要。

15 幅員が4 m以上の道路は、すべて建築基準法上の道路である。

(誤) 4 m以上でも私道は特定行政庁の指定を受ける必要がある。

16 学校、体育館、ボーリング場には、排煙設備を設けなければならない。

(誤) 学校等には排煙設備を設けなくてもよい。

17 道路の上空に学校の渡り廊下を設ける場合は、特定行政庁の許可は不要である。

(誤) 特定行政庁の許可が必要。

18 確認済み証の交付を受けた建築物の完了検査を受けようとする建築主は、工事が完了した日から7日以内に、建築主事に到達するように検査の申請をしなければならない。

(誤) 7日ではなく4日以内。

19 主要構造物を準耐火構造とした二階建ての事務所の階段部分は、耐火構造の壁や防火設備で区画しなければならない。

(誤)二階建ての場合は制限を受けない。三階建の誤り。

20 商業地域内で高さが 15 m の建築物を新築する場合には、いかなる場合も日影による中高層の建築物の高さの制限(日影規制)を受けない。

(誤) 商業地域内で高さが 10 m を超えるもので、冬至日に対象地域内に日影を生じさせるものは制限を受ける。

21 地下の工作物内に設ける事務所は、建築物ではない。

(誤) 地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所は建築物である。

22 防火壁を設けない建築物が、防火地域及び準防火地域にわたる場合は、その建築物の過半が属する地域の規定が適用される。

(誤) その全部について防火地域の規制を受ける。

23 主要構造部を耐火構造とした学校は、原則として内装制限を受ける。

(誤) 学校等は原則として内装制限を受けない。自動車車庫、共同住宅、地階に設ける飲食店は耐火構造であっても内装制限を受ける。

24 建築物の基礎は主要構造部である。

(誤) 基礎は主要構造部ではない。

25 建築確認の申請書を提出して、建築主事から確認済証の交付を受けた建築物は、建築主事のみが完了検査をすることができる。

(誤) 指定確認検査機関も完了検査を行うことができる。

26 居室には、原則として、その居室の床面積の十分の一以上の換気に必要な部分の面積を有する窓その他の開口部を設けなければならない。

(誤) 床面積の二十分の一以上の換気に有効な開口面積。十分の一とあるのは誤り。

27 建築基準法の規定は、文化財保護法によって重要文化財に指定され、又は仮指定された建築物についても適用される。

(誤) 文化財保護法によって重要文化財に指定され、又は仮指定された建築物については適用されない。

28 建築主は、指定確認機関による完了検査を受ける場合であっても、建築主事に対して検査の申請をしなければならない。

(誤) この場合、主事の対する申請は不要。

29 給水管が準耐火構造の防火区画を貫通する場合は、その隙間を準不燃材で埋めなければならない。

(誤) 準不燃材ではなく不燃材で埋める。

建設業法

1 公共性のある工事で、5000 万円以上の工事を施工しようとするものは、いかなる場合も特定建設業の許可が必要である。

(誤) 特定建設業の許可は、発注者から直接請け負った元請が、4500 万円（建築一式工事）以上の下請け発注をしてその工事を行う場合に必要である。

2 延べ面積が 140 m²の木造住宅工事を請け負う者は、いかなる場合も建設業の許可が必要である。

(誤) 140 m²は 150 m²以上の誤り。

3 元請負い人は、下請け負い人の請け負った建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、一ヶ月以内に当該建設工事の目的物の引き渡しを受けなければならない。

(誤) 直ちに引き渡しを受ける。一ヶ月以内とあるのは誤り。

4 一般建設業の許可を受けた者が、工事金額 1,000 万円の建築一式工事を請け負った場合、主任技術者を置かなくてもよい。

(誤) 一般建設業の許可を受けた建設業者は、請負代金に係わらず必ず主任技術者を置く。

5 特定建設業者の営業所に置く専任技術者に、2 級建築施工管理技士の資格を有する者をあてることにした。

(誤) 建築一式工事業の特定建設業の許可を受けた者が営業所に置く専任技術者は、1 級建築施工管理技士とする。

6 A市発注の 5,000 万円の建築一式工事の監理技術者が、B市発注の 1,500 万円の内装工事の主任技術者を兼務した。

(誤) 請負代金 5,000 万円以上の公共工事の主任技術者、監理技術者は他の現場と兼任できない。

7 A県の知事の許可を受けている建設業者が、B県に営業所を置いてB県が発注した建設工事を受注し施工した。

(誤) A県、B県など、二県以上にまたがって営業所を置く場合は、国土交通大臣の許可)を要する。「B県に営業所を置いて」とある部分が誤り。なお、営業所を1県の中のみ置く場合(知事の許可)でも、工事の受注は何県でも何国でも、又請け負い金額も制限がない。ただし、その工事を直接受注した元請業者が 4500 万円以上の下請け発注を行う場合は特定建設業の許可を要する。

8 特定建設業の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする建設業に関し、三年以上の一般建設業での施工実績を有することが必要である。

(誤) 一般建設業での施工実績は要件となっていない。

9 注文者は、請負契約の締結前に請負人に使用する資材とその購入先を指定することができない。

(誤) 契約締結前であれば指定することができる。

10 特定建設業者は、発注者から直接請け負った工事を施工する場合、当該建設工事に関する監理技術者を必ず置かなければならない。

(誤) 設問の条件で、かつ、4,500万円以上(建築一式工事以外3,000万円)の下請け発注して工事を行う場合である。

11 特定建設業者は、発注者から建築一式工事を直接請け負った場合、その下請け負い代金の総額が、3,000万円以上の場合は、施工体制台帳を作成しなければならない。

(誤) 3,000万円は4,500万円(建築一式工事の場合)の誤り。

12 建設工事の請負契約書に記載しなければならない事項として、「現場代理人及び監督員の権限に関する事項」が定まっている。

(誤) この事項の規定はない。

13 監理技術者は、近接した同じ種類の建設工事現場であれば、工事内容や請負金額にかかわらず、その監理技術者を兼任することができる。

(誤) 公共工事で5,000万円以上(建築一式工事以外2,500万円)の請負金額となる工事は専任でなければならない。

14 国や地方公共団体が発注者である工事を請け負う者は、いかなる場合も特定建設業の許可が必要である。

(誤) 設問の条件で、かつ、4,500万円以上(建築一式工事以外3,000万円)の下請け発注して工事を行う場合である。

15 元請人は、工程の細目、作業方法、その他元請人において定めるべき事項を定めようとするときは、予め発注者の意見を聞かなければならない。

(誤) 発注者ではなく、下請け人の誤り。

16 元請負人から3,000万円で下請け工事を請け負った建設業者は、工事現場ごとに監理技術者を置かなければならない。

(誤) 下請け負い人は、主任技術者を置く。

17 元請負い人は、建設工事を施工するための工程の細目、作業方法、その他、元請負い

人が定めるべき事項を定めるときは、下請け負い人の意見を聞かずに作成することができる。

(誤) 予め、下請け負い人の意見を聞かなければならない。

18 A県知事の許可を受けている建設業者は、B県に営業所を設けて営業することができる。

(誤) A県、B県など、二県以上にまたがって営業所を置く場合は、国土交通大臣の許可を要する。「B県に営業所を設けて」とある部分が誤り。

19 請負人は、工事現場に現場代理人を置く場合は、注文者の承諾を得なければならない。

(誤) 書面により発注者に通知するが、その承諾は不要。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1 事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）を自ら運搬する場合、管轄する都道府県知事の許可を請けなければならない。

(誤) 自ら排出した産業廃棄物を自ら運搬する場合は、許可は不要である。

2 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものをいう。

(正)

3 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物の内、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係わる被害を生じおそれのある性状を有する者として定められたものである。

(正)

4 一般産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、原則として所轄する市町村長の許可を得なければならない。

(正)

5 産業廃棄物を排出する事業者は、その廃棄物を自ら運搬又は処分することができない。

(誤) 法は、原則として、産業廃棄物を排出する事業者は、その廃棄物を自ら処分することと定めている。

6 改築時に発生する木くず、陶磁器くずは、産業廃棄物である。

(正)

7 汚泥は、予めその含水比を規定以上にすれば、水面埋め立て処分を除く埋め立て処分を行うことができる。

(正) 汚泥の埋め立て処分を行う場合（水面埋め立て処分を除く）には、予め焼却設備を

用いて焼却して埋め立てるか、又は含水率を 85 %以下として埋め立てる。

8 現場事務所から排出される図面、書類は一般廃棄物である。

(正)

9 事業者が産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的の所在地が委託契約書に含まれていなければならない。

(正)

10 事業者は、工事に伴って発生した産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

(正)

資源の有効な利用の促進に関する法律

1 資源の有効な利用の促進に関する法律に定められている、指定副産物は①土砂②コンクリート塊③アスファルト・コンクリート塊④木材ーがある。

(正)

建設工事に係わる資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)

1 資源の有効利用を図る上で必要として定めた特定建設資材には、建設発生土が含まれる。

(誤) 建設リサイクル法には建設発生土は含まれない。

2 増築に係る部分の床面積の合計が 250 m²の建築物の増築工事は、本法に定める分別解体等をしなければならない建設工事に該当する。

(誤) 250 m²は 500 m²の誤り。

3 請負代金が 5, 000 万円の事務所ビルの改修工事は、本法において、分別解体しなければならないものとして定められている。

(誤) 5000 万円は 1 億円の誤り。

4 建築物の増築工事であって、増築に係る部分の床面積が 250 m²であるものは、本法の分別解体しなければならない工事に該当する。

(誤) 250 m²は 500 m²の誤り。

5 対象工事の元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(誤) 都道府県知事ではなく発注者の誤り。

都市計画法

1 市街化区域内にあつては、開発規模が 1, 000 m²の場合は都道府県知事の許可を受ける必要がある。

(正) 1000 m²未満は許可不要であるが、1000 m²以上から許可を要す。

2 市街化調整区域内にあつては、建築面積が 100 m²の機械修理工場を建設する場合、許可を受ける必要はない。

(誤) 90 m²超えから許可を要す。 **

3 都市計画区域内において、図書館の建築の用に供する目的で行う開発行為をしようとするものは、開発行為の許可を受けなければならない。

(誤) 公共上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は、知事の許可は不要。駅舎、鉄道の施設、図書館、公民館、変電所、など。

4 都市計画法上、市街化区域において図書館の建築の用に供する目的で行う開発行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(誤) 許可は不要である。

5 市街化区域における大学の建築の用に供する目的で行う開発行為は、都道府県知事の許可を必要としない。

(誤) 小、中、高、大学、幼稚園、各種学校は知事の許可を要す。

消 防 法

1 屋内消火栓を設置する場合は、建築物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が 50 m以下となるように設ける。

(誤) 40 mとなるように設ける。50 mとあるのは誤り。

2 防火対象物に設ける屋内消火栓は、階毎にその階の各部分からの水平距離が 35 m以下となるように設ける。

(誤) 25 mの誤り 屋内消火栓は防火対象物の階ごとに、その階の各部分から 1 のホース接続口までの水平距離が 25 m以下 (防火対象物の種類によっては 15 m以下) となるように設ける。

3 危険物取り扱い者免状の種類は、甲種及び乙種の 2 つに区分されている。

(誤) 丙種を含めた三つに区分されている。

宅地造成等規制法

1 宅地造成工事の造成主は、工事着手に市町村の許可を受けなければならない。

(誤) 市町村長ではなく、都道府県知事の許可。

2 宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更で、切り土の場合では、切り土した土地の部分に高さが 2 m を超えるがけを生ずることとなるものをいう。

(正)

3 擁壁に必要な水抜き穴は、壁面の面積 3 m²以内ごとに、内径 7, 5 cm 以上の耐水材料を用いたものとしなければならない。

(正)

4 高さが 5 m を超える擁壁を設置する場合は、一定の資格を有する者の設計によらなければならない。

(正) ①大学、短大、高校の土木・建築の学課を修め、それぞれ 2 年、3 年、7 年の経験を有する者②大臣が同等以上と認める者（土木施工管理技士、建築施工管理技士、技術士など）

5 高さが 2 m の擁壁を設置する場合は、一定の資格を要する者の設計によらなければならない。

(誤) 2 m ではなく 5 m の誤り。

6 宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にすることをいい、宅地において行う土地の形質の変更は含まない。

(誤) 宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にすること、また、宅地において行う土地の形質の変更を含む。

7 切り土をする土地の面積の合計が 300 m²であって、切り土した土地の部分に高さが 1, 5 m のがけを生ずるもの一は本法の宅地造成に該当する、

(誤) 該当しない。

切り土盛土面積 500 m²を超えるもの②高さが、切り土 2 m 超え、盛土 1 m 超えるもの③切り土・盛土で 2 m を超えるがけを生じるもの

騒音規制法

1 杭打ち機をアースオーガと併用する作業は、特定建設作業の実施の届け出が必要である。

(誤) オーガ、圧入、モンケン使用は規制対象とならない。

2 著しい騒音を発生する作業として政令で定められた特定建設作業の騒音の測定は、その現場の敷地の境界線上で行う。

(正)

3 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、作業の実施の期間や騒音の防止の方法などの事項を、都道府県知事に届けなければならない。

(誤) 市町村長に開始の7日前に届け出る。

4 バックホウを使用する作業は、原動機の定格出力が一定の値以上の場合、原則として特定建設作業の実地の届け出が必要である。

(正) 定格出力バックホウ 80 KW以上、ショベル 70 KW以上、ブルドーザ 40 kw以上は規制対象となり届出を要す。

5 ①作業地点が連続して移動する作業であって、1日における作業に係わる2点間の距離が60mの削岩機を使用する作業②原動機の定格出力が10kwの空気圧縮機を使用する作業③杭打ち機をアースオーガと併用する作業—はいずれも特定建設作業に該当する。

(誤) 該当しない。

6 日曜日以外の休日であれば、規制を受けず、作業を行うことができる。

(誤) 日曜以外の休日も原則作業禁止である。

振動規制法

1 油圧式杭抜き機、圧入式杭打ち機、手持ち式ブレーカーを使用する作業は、振動規制法の特定建設作業に該当する。

(誤) いずれも該当しない。

2 杭打ち杭抜き機で圧入式を用いる作業は特定建設作業に該当する。

(誤) 圧入、油圧、モンケン使用は除かれる。

道路交通法

1 道路交通法に定める最大積載荷重を超えて資材を運搬しようとする者は出発地の警察署長の許可を要する。

(正)

道 路 法

1 工事用板囲いを設け、連続して道路を使用しようとする者は、道路法に基づき、当該道路を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。

(誤) 道路法一占用許可一道路管理者 道路交通法一使用許可一警察署長

酸素欠乏等防規則

1 酸素欠乏作業に労働者を従事させる場合は、事業者は衛生管理者を選任しなければならない。

(誤) 酸素欠乏危険作業主任者を選任して、そのものに作業の指揮をさせなければならない。衛生管理者とあるのは誤り。